

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新居浜市長 古川 拓哉

市町村名 (市町村コード)	新居浜市 (38205)
地域名 (地域内農業集落名)	上部西(中萩)地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

中萩地区は他地区と比較すると、耕地面積が多い地区である。保全管理を続けている農地も一定数あるが、所有者の高齢化が進み、貸付意向の確認も難しい場合がある。そのため、規模拡大意向のある担い手等へ集積が進んでいない。また、所有者が代替わりをすると農業を継続せず、住宅、太陽光施設等の転用が増えている。また、地域によってはイノシシ、サル等の鳥獣被害が深刻である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

中萩地区では地域の農業者と認定農業者等が水稻を基本として、一部農家は露地野菜の栽培を行っていく。水の状況が気候によって左右される場所もあり、野菜を栽培する場合は水稻農家との調整が必要である。定期的に関係者による協議を実施し、中萩地区の農業の将来の在り方を検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.03 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.03 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域の農業を担う者として位置づけられた農業者の農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中萩地区においては、今後法人化を検討している認定農業者が1名おり、地区内で借りられる農地があれば積極的に引き受けていく意向であるため、農業委員・農地利用最適化推進委員と共に所有者の意向を聞き、集積を目指す。また、それ以外の経営体についても今後も規模拡大予定であるため、地区内の農地を担っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地貸借が発生した際は、原則として農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
治良丸の区画整理については、過去に県へ調査を依頼した際、傾斜がきつく実施できないと回答があり、現時点で中萩地区における大区画化等の大規模整備の要望はないため、老朽化している用排水施設等の改修等の小規模な整備を進め、有効利用を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
且の上、治良丸は2～3割しか耕作しておらず、遊休農地が多い。岸之下は担い手が確保できており、管理もできている。地区内の担い手へ集積を中心とし、今後も地域で話し合いながら取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
イノシシ等による鳥獣被害が特に深刻であることから、ワイヤーメッシュや電気柵を正しく設置する等、地域ごとに対策を進めていく。				